

麻里布中学校いじめ防止基本方針

令和8年 4月

目次

はじめに

第1 いじめの基本的な考え方

1 いじめとは

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴
- (3) 重大事態

2 いじめの防止に関する基本的考え方

- (1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
- (2) 対応の視点
- (3) 学校における基本姿勢

3 いじめ対応等のために学校が果たすべき役割

- (1) 校内研修と校内体制づくり
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
- (3) 「いじめ対策組織(対策会議)」の設置
- (4) 豊かな心を育む教育の推進
- (5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
- (2) すべての学校教育活動を通じた取組
- (3) 「いじめ対策会議」の組織的取組
- (4) 家庭・地域との連携

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

- (1) 早期発見に係る学校がとるべき体制
- (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
- (3) 家庭・地域との連携

3 早期対応【現に起こっているいじめの対応】

- (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
- (2) 対応する上での留意点
- (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応
- (4) 教育相談の在り方
- (5) 保護者との連携
- (6) 地域・関係機関との連携

4 いじめの解消について

5 重大事態への対処【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

- (1) 重大事態の判断について
- (2) 重大事態への対応について
- (3) 調査委員会の設置
- (4) 自殺の背景調査について

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。岩国市においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校は、あらためて、生徒の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「麻里布中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定するものである。

平成29年に国及び県の基本方針が改定されたことを踏まえ、本校においても県や市の改定内容に準じた改定を行うとともに、教員のいじめの認知力を向上させる取組や教員の事案の抱え込みの防止、外部専門家との連携強化やいじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など、新たな項目も加え、麻里布中学校いじめ防止基本方針を改定した。

本方針は「いじめ防止のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」を参酌した上で「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、県と連携し、岩国市教育基本計画にのっとり、従前から推進してきた「つながる、広がる生徒指導の推進」を基調とした市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
 - ・ いじめを行った生徒といじめを受けている生徒は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
 - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。
- 「いじり」と呼ばれる行為にも留意する。
 - ・ 「いじり」と呼ばれる行為のように、当事者には意思がなく無自覚な行為であっても、相手にとっては苦痛となることがあること、さらに、無自覚な行動ゆえに継続的に相手を傷つけ、長期的に苦しみ続ける危険性があることについても、理解を深めていく必要がある。
- いじめは「四層構造」となっている。
 - ・ いじめを受けている生徒(被害生徒)、いじめを行った生徒(加害生徒)だけでなく、いじめを受けている生徒から見れば、周りではやしたてる生徒(観衆)も見て見ぬふりする生徒(傍観者)も「いじめを行っている人」に見える。
 - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) 重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 重大事態が発生した際は、速やかにいじめ対策会議を開催し、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う。

2 いじめの対応に関する基本的な考え方

(1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一扫することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(2) 対応の視点

- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- ・ 未然防止【いじめの予防】
- ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
- ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
- ・ 重大事態への対処【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(3) 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

3 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 校内研修と校内体制づくりの推進

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識の下、いじめの正しい理解の周知・啓発、未然防止、対応等、教職員の資質能力の向上に向けた研修等の充実を図る。
- 相談窓口の周知（「24時間子どもSOSダイヤル」等）、多様な専門家の活用（スクールカウンセラー（以下「SC」という）・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）、関係機関と連携した取組等、支援体制の拡充に努める。
- インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）に対して、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター、岩国警察署など関係機関との連携体制の更なる充実を図る。
- 重大事態への対応など、必要に応じて調査委員会を設置する。

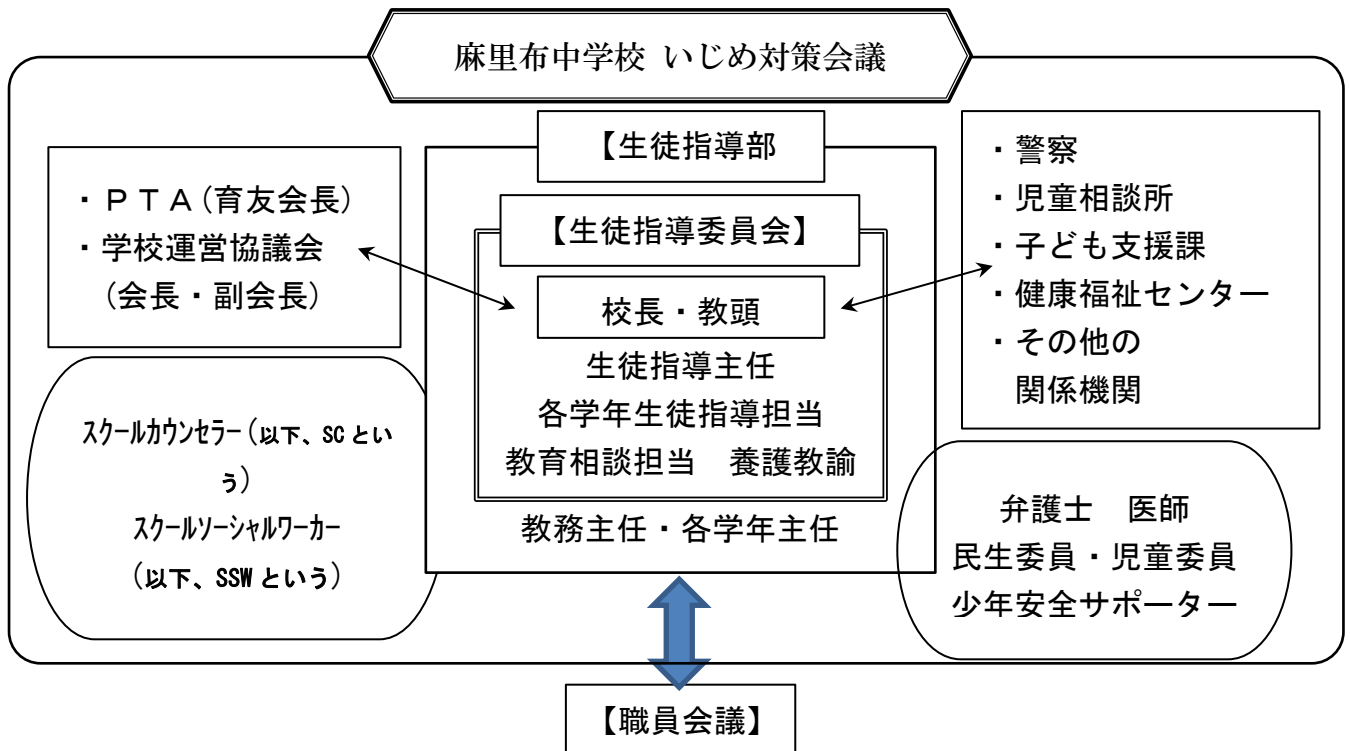
(2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を図る。

(3) 「いじめ対策組織(対策会議)」の設置

- 名称 「麻里布中学校いじめ防止対策会議」
- 構成 生徒指導委員会(校長・教頭・生徒指導主任・学年生徒指導・教育相談担当・養護教諭)に、教務主任・各学年主任・学校運営評議会より2名。
- 開催回数 定例会：学期に1回。(生徒指導委員会を、毎月2回実施する)
※ 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組をPDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう恒常的に改善を図る。

校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ対策会議）の位置づけ



(4) 豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組

本校の学園信条「私達は仲間である(ともに生きようとする力)」「私達は自分を見つめる(よりよく生きようとする力)」「私達のいる世界は自由でありたい(集団や社会に貢献する力)」をもとに、生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育む。このため、人権教育を基盤とし、学校教育活動全体を通して生徒が心を開き、心を磨き、伝えあう道徳教育の充実を図る。

○ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、本校では、チャレンジ目標として「時を守り(2分前着席1分前黙想)」「場を清め(環境美化・勤労奉仕)」「授業を大切に(学習規律・自他の違いを認め、互いを尊重する支持的風土の育成)」を設定し、各学年生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組をすすめている。

本校生徒の課題をもとに、素直でたくましく思いやりをもった生徒の育成に向けて、目標をもって生活出来るように、生徒指導キーワード(毎月の指導目標と具体的な取組)を設定するとともに、毎月1回、月末に自己評価アンケート(生徒自身の振り返り)を実施し、集計・グラフ化を行うことにより、生徒の実態把握と規範意識の醸成を図る。

(5) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の時間を確保する。

教職員が生徒と向き合う時間を確保するため、学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。

○ 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進

SCや、SSW等の心理や福祉の専門家等との連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、子ども支援課等の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止【いじめの予防】～【居場所づくり・絆づくり】～

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化【風通しの良い体制づくり・全職員の共通理解】

○ いじめの問題を解消するためには、発達支持的な生徒指導の推進が大切である。

ア 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
- ・ 全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業改善に努める。
- ・ 生徒がいきいきと活動できる場の設定と指導の充実に努める。

イ 生徒指導委員会のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、未然防止を念頭に置き、生徒の人間関係や家庭環境等の現状、問題点等の情報交換・共有を行い、各学年の生徒の発達段階に応じて、個々の教職員の持ち味を活かしたきめ細やかな指導を組織的に行えるよう、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、毎月2回開催する。また、いじめ防止対策会議は每学期1回開催する。

ウ 教育相談体制の確立

- ・ 教育相談担当を中心に、すべての生徒の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。

エ 生徒の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、部活動等、できるだけ生徒とふれあう機会を増やし、生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

オ 生徒の心の理解

- ・ かがやき(生活ノート)、生活アンケート、相談カード、Fit、生徒指導キーワードの自己評価アンケート等や客観テスト等を通して、生徒たちの心を理解するよう努める。

カ 家庭・地域との連携

- ・ 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会や地域協育ネットにより、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応するしくみづくりを推進する。
- ・ 教育相談だより、保健だより等を通して、保護者や地域への積極的な情報発信を図る。

キ 小中連携の推進

- ・ 麻里布小学校より週に1回教諭が来校し、情報交換を行っており、中1ギャップの解消、小学校で行われた指導や取組をもとにした、生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導等、小中連携の更なる充実を図る。

(2) すべての学校教育活動を通じた取組【安心・安全な学校を教師がつくる】

○ 生徒の自治的な生徒会活動、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土の醸成を行う。

○ 様々な体験活動を通して、生徒が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。

ア 各教科・総合的な学習の時間【子どもが主体的に学ぶ授業づくり】

- ・ 積極的に生徒と関わり、情報を共有しながら、個々の教職員の持ち味を活かした指導を組織的に実践する。さらに、生徒と教職員相互の信頼関係を深め、教育効果を高める。

- ・ 学習規律の定着とともに、自他の違いを認め、互いに他を尊重できる授業の雰囲気づくりに努める。この支持的な雰囲気をもとに、教職員は授業の中で生徒の考えや意見を引き出し、それを大切にし、課題を追究していく授業づくりを行う。
- ・ 学校安全計画に基づき学校教育活動全体を通して、生徒一人ひとりがいじめを許さない心を育み、安心・安全な学校生活が送れるように、生命や自他の尊重、人権感覚の醸成を図る。

イ 道徳

- ・ 道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。また、道徳の題材として生徒指導キーワードに関連した題材を計画的に配置し、生徒指導小委員会等からの情報をもとに各学年の生徒の現状を共通理解の下、生徒の心身の成長の過程に即した効果的な授業づくりを行う。
- ・ いじめの問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする絶好の場として活用し、知識だけに偏ることなく、体験的な学習を取り入れることで、道徳的な実践力や実行力を高める。
- ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊重」「生命に対する畏敬の念」等についても、触れていくことが求められる。

ウ 特別活動等【生徒が主体】

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動及び部活動において、生徒が一層主体的に取り組めるような場を設定する。また、他者と協力することの大切さや、成し遂げる喜びを体得し、自分とは違った他者の価値を認める集団規範の醸成を図る。
- ・ 本校では、クラスマッチとは別に「学級祭」と呼ばれる活動があり、以下のような特徴がある

- ◆ 各クラスの連帯感を深めることを目的とし、各クラスの実行委員によって企画・運営される。
- ◆ 生徒が楽しいと感じられる活動を中心に構成され、生徒が「やりたい」と思う活動である。

全教職員が活動の目的を認識し、生徒が成長する見通しをもってはらたきかけを行い、生徒がこの活動を振り返ることで、生徒が周囲とのかかわりの大切さや喜びを味わえる機会とする。そして、この「人とのかかわり」の大切さを味わえる活動を、その他の行事に広げていく。

エ 部活動

- ・ 中学生にとって同好者が学年を超えて集う部活動は、幅広い人間関係を育む場でもあり、その教育的な価値が生かされる運営に努める。
- ・ 顧問はもとより全教員で部活動の現状を把握し、共通理解の下に適切な指導を行う。

(3) 「いじめ対策会議」による組織的取組

- 法が示すいじめ対策組織（対策会議）として、「生徒指導委員会」が、いじめの防止等の取組について、日常的に評価・検証していく。
- 学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織となるよう、位置づける。
- 素早く全教職員へ情報共有が図られる体制の充実・強化を図る。

- 麻里布中学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(4) 家庭・地域との連携【子ども達を家庭・地域とともに育てる】

- いじめの問題は、学校と家庭・地域との緊密な連携の上に、協働して解決を図る。
- さらに学校を家庭・地域に開かれたものにしていく。
- 家庭・地域から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校が誠意のある対応を行う。
 - ア 保護者との連携
 - ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。
 - イ 地域との連携
 - ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、「四季折々の詩」等を訪問しながら家庭・地域に定期的に提供する。
 - ・ 育友会はもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、岩国市青少年育成市民会議をはじめとして麻里布地区健全育成協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
 - ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを整備・拡充を図る。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行う。
 - ・ 学級担任だけでなく、教科担当教職員、副担任等との連携を密にする。
 - ・ 生徒指導主任、学年主任、保健主任はもとより養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、SC等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
 - ・ 学校評価、授業評価、週1生活アンケート等により、生徒、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
 - ・ 生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。
 - ・ 教育相談担当教諭・養護教諭を生徒指導委員会に加え、SC等の専門家と緊密な連携を図る。
 - ・ 「生徒指導委員会」が、いじめ防止等について実効的に対応する。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめを受けている生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- 生徒との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 1日の時程表を見直すなどして、生徒とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ 日常の行動観察や「かがやき(生活ノート)」、週1生活アンケートや毎学期1回Fit等を実施することにより、内面の変化をとらえ個別の教育相談等を実施する。

- ・ いじめは潜在化、偽装化していることもあるため、日常の対話や遊びなどを通して生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 平素から、生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ 教育相談室等で他の生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように努める。

(3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
 - ・ 学校評価等を活用し保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
 - ・ 地域にある商店やコンビニエンスストア、自動販売機の周辺、ゲームセンター等、生徒がよく立ち寄る場所については、岩国市街頭補導活動をはじめ、岩国市青少年育成市民会議ならびに各地区青少年健全育成協議会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
 - ・ 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめの問題に関わる広報・啓発活動を行う。
 - ・ 地域行事や各種の催事などに生徒の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- 生徒指導委員会にSCやSSW等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。必要に応じて外部専門家と連携し適切に対応する。
- 学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。
 - ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ対策会議の開催」（必要に応じて、職員会議の開催）
 - ・ いじめを受けている生徒への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
 - ・ いじめを行っている生徒への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
 - ・ 周囲の生徒（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教職員等を中心とする）が担当する。
 - ・ いじめを受けている生徒の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
 - ・ いじめを行っている生徒の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
 - ・ PTA等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
 - ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

(2) 対応する上での留意点

- いじめを受けている生徒への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。

- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじめを行っている生徒への指導
 - ・ 当事者だけでなく周りの生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」に心掛ける。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
- 周りの生徒（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめの問題の解決に向けて重要なキーポイントになることを、全教職員で共通理解する。
 - ・ いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮を行う。
- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識を共通理解する。
 - ・ 関係生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のインターネット上のいじめについても、基本的な対応は同様である。
- いじめを受けている生徒等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。

(4) 教育相談の在り方

- いじめを受けている生徒の心のケア、いじめを行っている生徒の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実を図る。
- 教育相談における教職員の資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援を行う。
- いじめを行っている生徒がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - ・ いじめを受けている生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - ・ いじめを行っている生徒に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。

(5) 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWと連携する。
 - ・ 特に、いじめを行っている生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWと連携した支援を検討する。
 - ・ 解決のために、「学校で行うこと」「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たって、地域からの積極的な協力を得る。
 - ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、岩国市教育センターや岩国児童相談所、市子ども支援課等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
 - ・ 少年安全サポーターや岩国警察署と連携を図り、必要に応じて協働して対応する。

4 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または麻里布中学校いじめ防止対策会議の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視、必要に応じた対応をする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。また、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒の安心・安全を確保する。麻里布中学校いじめ防止対策会議においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していく。

5 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- また、生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、岩国市教育委員会へ、報告する。
- いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば生徒への弾力的対応を検討する。
- いじめを受けている生徒を守るため、必要があれば、毅然とした厳しい対応を行う。
- その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していく。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していく。また、適切に関係機関との連携を図る。

(3) 調査委員会の設置

- 重大事態であると判断したときは、直ちにいじめ対策会議を開催し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととするが、岩国市教育委員会の指導・助言を得ながら対応する。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

(4) 自殺の背景調査について

- 生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、岩国市教育委員会の指導・助言の下「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。